



第8号

平成27年 9月 10日

東ト協 適正化事業部

運行管理者・整備管理者の選任と研修

今回は運行管理者・整備管理者についてです。巡回指導時の指摘項目としては、選任されている運行管理者・整備管理者の講習受講もれが散見されます。特に、整備管理者の講習は、受講期間が限られていますので計画的に受講いただくようお願いします。

また、平成25年10月1日から、選任されている運行管理者・整備管理者が全くいない営業所は、運輸支局への「速報対象」になり、厳しい行政処分が科せられることもあります。運行管理者・整備管理者の選任届出状況を再度確認し、次期管理者の育成等についても十分にご配慮いただくようお願いします。

運行管理者

<運行管理者の選任>

事業者は、事業用自動車の運行の安全確保に必要な業務を行わせるために、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、営業所に配置する車両数（平成25年5月1日から輸送安全規則が一部改正）に応じて、運行管理者を選任しなければなりません。

	改正前	改正後
5両未満	0人	1人
5両以上 30両未満	1人	2人
30両以上 60両未満	2人	2人
60両以上 90両未満	3人	3人

複数の運行管理者を選任している営業所においては、運行管理者を統括する統括運行管理者を選任し、運行管理規程に統括運行管理者の職務及び権限を規定してください。

<運行管理者の研修>

事業者は、運行管理者の選任後、運輸支局長が行う研修を受けさせなければなりません（2年に1回受講）。

また、新たに選任した運行管理者が基礎講習を受けていない場合には、基礎講習を受けさせなければなりません（平成24年4月13日から輸送安全規則が一部改正）。

<補助者の選任>

運行管理者として選任された者は、実際に運行管理業務に携わっていない場合でも法定講習の受講義務が生じます。他方、補助者については、法定講習の受講義務も運輸支局への選任届出義務もありませんので、実態に即した柔軟な対応が可能です。これは、整備管

理補助者についても同様です。補助者の効果的な配置運用も視野に入れた運行管理に努めてください。

事業者が補助者を選任する場合は、①運行管理者資格者証を取得している②運行管理者基礎講習を受講している——いずれかの要件に該当していることが必要です。

なお、補助者を選任した場合は、その地位と職務権限を運行管理規程などに明確に規定してください。

整備管理者

<整備管理者の選任>

事業者は、事業用自動車を5両以上配置する営業所ごとに、自動車の点検および整備をし、自動車車庫の管理に関する必要な業務を処理させるために、①整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の整備または改造に関して2年以上の実務経験を有し、運輸支局で実施する選任前研修を修了した者②自動車整備士技能検定に合格した者——のうちから整備管理者を選任しなければなりません。

<整備管理者の研修>

事業者は、地方運輸局長からの研修の通知を受けたときは、整備管理者に研修を受けさせなければなりません（2年に1回受講）。

<補助者の選任>

事業者が補助者を選任する場合は、①整備管理者の資格要件を満足する者②整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行ったもの——いずれかの要件に該当していることが必要です。

また、整備管理者は補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行ってください。

教育をするとき		教育の内容
1	補助者を選任するとき	・整備管理規程の内容 ・整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい）
2	整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい）
3	整備管理規程を改正したとき	・改正後の整備管理規程の内容
4	行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	・行政から提供された情報等必要な内容

《 G マーク取得に向けての注意 》

適正化事業部では、現在、平成 27 年度に G マーク申請（新規・A・B 申請）された事業所を対象に、巡回指導（「安全性に対する法令の遵守状況」確認・評価）を実施しています。

巡回時に書類不備等により確認できなかった項目については、巡回後に改善されても加点はされませんので、早めの準備をお願いします。

また、G マーク巡回では、改善報告書の提出期限が、通常の 3 カ月以内ではなく、1 カ月以内と短くなっておりますのでご注意ください。